

働き方改革関連法への対応は十分ですか？ 働き方改革にともなう就業管理 見直しのポイント

働き方改革関連法、民法、税制度等の各種制度改正への対応は、企業の経営に様々な影響が出てきます。現状維持ではなく、自ら道を切り開くことをしなければ、生き残りが難しいのかもしれません。

人手不足・生産性の向上・賃上げ等課題は沢山ありますが、本年4月より「月60時間超労働の割増賃金率50%以上」がすべての企業に適用されるようになるなど、長時間労働削減は喫緊の課題です。このほか、有給休暇の付与の義務化、副業・兼業やテレワークの浸透等労働環境が大きく変化し、社員の会社への期待も高まっています。これらへの対策が遅れると人財の流出、モチベーションの低下等により事業の円滑な運営が困難になります。

それらの法改正を受けて昨年11月に厚生労働省が「モデル就業規則」を改訂しました。「ここで働き続けたい職場」づくりのための第一歩である法令改正に伴う就業規則見直しのポイントと諸課題解決のために活用できる助成金についてお伝えします。

開催日時

2023年9月4日(月) 午後3:00～5:00

■会場 : 厚木商工会議所3階 302号

(厚木市栄町1-16-15)

■受講料 : 無料 (会員・非会員ともに)

■定員 : 20名

終了後 質疑応答

【講習会の主な内容】

- ★各種制度改正、アフターコロナの事業再生等の諸課題への対応
- ★「働き方改革」の概要
- ★長時間労働改善への対応
- ★有給付与の義務化への対応
- ★副業・兼業への対応
- ★テレワーク、その他の対応
- ★政府の支援策
- ★質疑応答

お申し込み方法

下記申込書に必要事項をご記入いただき、
9月1日(金)までに、**FAX**にてお申し込みください。
厚木商工会議所 中小企業相談所 首藤



【講師の紹介】 NPO厚木診断士の会 島崎高偉 (中小企業診断士)

「**会社の発展は社員のやる気の大きさに比例する**」をモットーに、新人・中堅・管理者育成等階層別研修、経営課題別研修等を通じた人材育成と社員を活かす人事管理の仕組みづくり等、人創り・組織創りを通じ、企業の発展をご支援しています。また、個店や小規模事業者の開業・盛業をご支援するほか、補助金・助成金の申請のサポートをしています。



9/4 働き方改革にともなう就業管理見直しのポイント

厚木商工会議所 行

切らずにFAXしてください。

FAX: 046-221-2152 (TEL:046-221-2153)

事業所名	[TEL] [FAX]	受講者名
所在地	〒	